

【読楽】015 「六諭衍義大意」を読む

【官民一体で流布した道徳教科書「六諭衍義大意」】

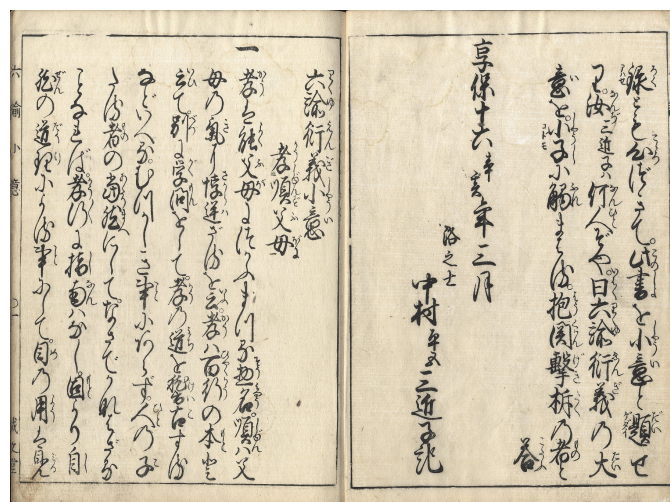
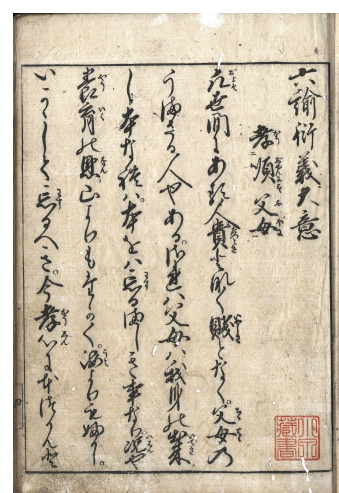
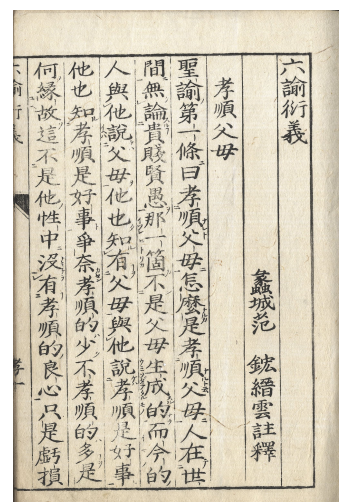
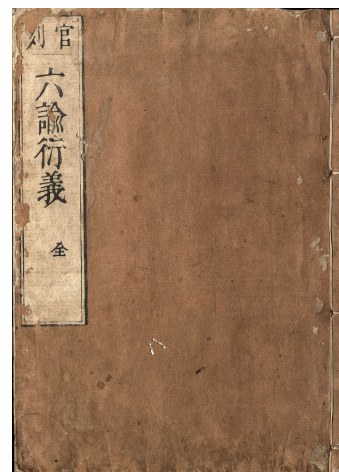
寺子屋の道徳教育に多大な影響を及ぼしたのが『六諭衍義』である。「六諭」は、中国明朝初代・洪武帝（太祖）が1397年に発布した教育勅語で、①孝順父母（父母に孝行し従つ）、②尊敬長上（目上を敬つ）、③和睦郷里（近隣と仲良くする）、④教訓子孫（子孫を教え導く）、⑤各安生理（生まれ付きの境遇を知り家業に励む）、⑥母作非為（悪事をしない）の6カ条から成る。

これを平易に解説した范鋹の『六諭衍義』を、琉球人・程順則が中国福建省で自費出版して持ち帰り、享保4年（1719）、薩摩藩第4代・島津吉貴がこれを徳川吉宗に献上した。吉宗はこれを庶民教化に役立てるため、早速、『六諭衍義』の訓点を教生徂徠に、和訳を室鳩巢に命じ、訓点本が享保6年、和解本（六諭衍義大意）が翌7年に幕府から刊行（官刻）された。後に両者の板木は民間に下賜され再刊（賜板）されたが、特に『大意』とその類書は諸藩・民間書肆によって数多く上梓され、寺子屋の道徳教科書として流布、明治中期まで約180年間、修身書的な役割を担った。

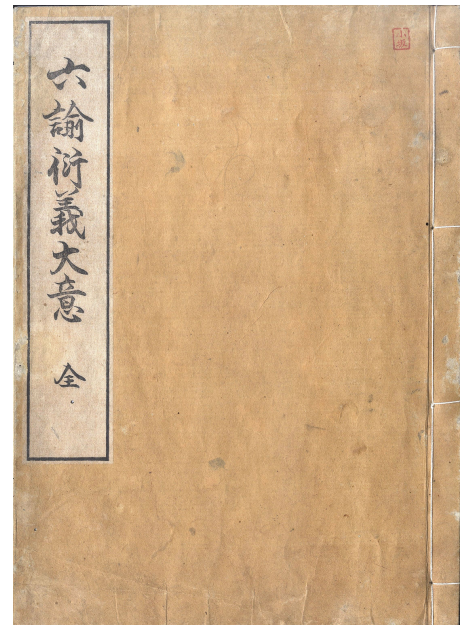
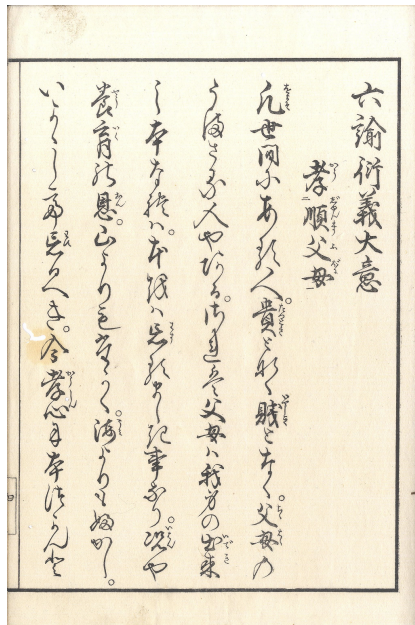
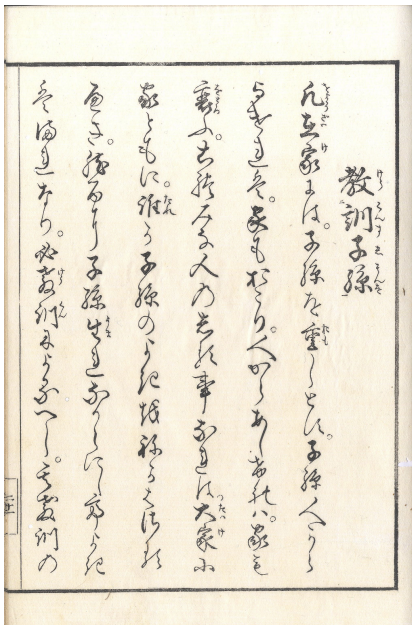
〈官刻〉六諭衍義 和解本『大意』に先立って出版された徂徠訓点本。冒頭に享保6年10月の徂徠序、康熙47年（1708）4月の竺天植（程順則の師）序、次いで范鋹自序を掲げ、末尾に范鋹自跋、康熙47年の程順則跋までを翻刻。

〈官刻〉六諭衍義大意 『〈官刻〉六諭衍義』は漢文に訓点を施しただけで庶民に難解なため、幕府は、さらに平易な仮名書きに改変した『大意』を刊行した。本書は、『六諭衍義』のうち日本の実情に合わない部分を省き、さらに幕府の要請で大胆に簡略化した本文に、編集経緯を述べた鳩巢自序と自跋を添えるのみで、『〈官刻〉六諭衍義』に付された竺天植序、范鋹跋、程順則跋を全て割愛し、本文を手習手本用に大字で書かせた。この『大意』が最初から寺子屋の教科書（往来物）として編集されたことは、『兼山麗沢秘策』の「民衆などにて小児の手習仕候物に、幸ひ手本にも仕候様にとの思召にて御座候…」の記載からも明らかで、さらに、本書が江戸町奉行・大岡忠相を通じて江戸の手習師匠へ褒賞品として下賜されるなど、幕府の強力な推進力により本書は庶民の道徳教科書として急速に全国に広がった（板種は諸藩板その他で60種以上）。

六諭衍義小意 巷間に流布し始めた『大意』の尊さを童蒙に教えるため、中村三近子が庶民生活上の卑近な具体的例に結びつけるなど、さらに平易に説いたもの。『六諭』の教えに即して多くの訓話を掲げ、俚諺や故事を引きながら丁寧に諭す。例えば「和睦郷里」章では、享保15年の京都大火の際に8000人を救った救恤活動の特筆し、「教訓子孫」章では庶民の学問のあり方について「学問は万職の手本」であり、先賢の書を学ばずとも『大意』を実行すれば立派な学問であると説く。



【弘化3年、^{やすかた}荒井保固^{やすかた}跋・刊『六諭衍義大意』を読む】 * 読楽箇所＝第4条「子孫を教訓す」



○底本概要

【判型】大本1冊。縦262耗。

【作者】室鳩巢(直清)作・序・跋。藤原順(清敬)書。

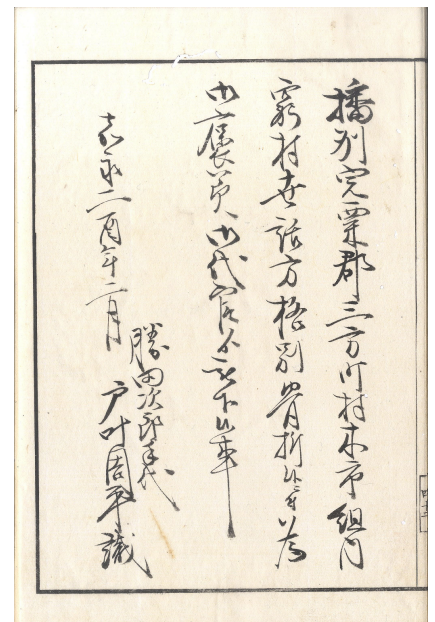
【年代等】弘化3年(1846)2月、荒井保固(好文)跋・刊。刊行者不明。

【備考】分類「往来物」。家蔵本3種のうち1本に、窮村世話方への褒美として本書が代官より下賜された旨の嘉永2年(1849)2月の書き入れがある。

播州^{しそう}完粟郡^{みかたまち}三方町村(現・兵庫県宍粟市)木市組内窮村世話方、格別骨折候に付、為御褒美御代官より被下候事。

嘉永二酉年三月、勝田次郎手代、戸叶^{とがの}周平識。

なお、荒井保固跋文を削除したほか、巻頭に「重刻六諭衍義大意題辞」と題した弘化4年1月、明倫館祭酒、山県禎の序文を付した改訂版(山口藩板)が翌年に刊行された。



○子孫を教訓す * 現代仮名遣いに改め、適宜漢字を当てた

凡そ在家(民家)には子孫を重しとす。子孫人柄良ければ家も興り、人柄悪しければ家も衰う。これ、皆人の知る事なれば、大家・小家ともに誰か子孫の良きを願わざるべき。然るに、子孫生まれながらにして良きは稀なり。必^{かならず}教訓によるべし。

其の教訓の法は、幼稚の時より、第一に父兄に仕え、尊^{たつと}く年だけたる者をば敬う道^{ごんご}を知らしめ、さて言語は偽りなきようにと戒め、起居は必ず静かなるようにと戒め、事を務むるには怠らぬようにと戒め、人に交わるには無礼なきようにと戒むべし。朝^{ちよう}夕^{せき}出入には常に心^{こころ}を付けて、みだりに他行(外出)を許すべからず。飲食^{おんじき}・衣服^{おご}をば常に驕^{おご}りを制して、自由に過分^{ちようせき}をなさむべからず。勿論^{もちろん}、一切無益^{むやく}の翫^{もてあそ}び物をすき好んで日を費やす事^{こと}あらむべからず。

古^{いにしへ}より「朱に近づけば赤く、墨に近づけば黒し」と言えり。仮にも遊女^{ぼくろ}・博奕^{はくち}の場に遊ばしむべからず。軽薄^{けいぱく}・浮気^{うけ}の輩^{ともがら}に交わらしむべからず。常に学文(学問)をさせて、聖賢の道^{みち}を知らしむべし。

然らば、其の子の生^{うまれつき}質^{しつ}によりて、後日に徳を積み、名を表して、世にも用いらるるほどにもなり、又はそれほどに至らずとも、身を守り、家を保つこと、などが無かるべき。

さて、女子は、縫針の事を教ゆるは言うにも及ばず。ただ平生柔和^{よめ}を本として、何事も穩便^{よめ}に貞信(まっすぐで誠実)なるようにと教訓すべし。然らば、成長の後、人の家の婦^{よめ}になりても、舅姑^{きやうこ}に仕え、夫に従い、下部の女までもなつ(懐)けて家内^{けい}を和らげ調え、長く繁昌^{さいわい}の福^{ふく}ともなりぬべし。

近代以来、父祖たる者、教訓の法を知らず。其の子孫を育つるを見るに、ただ眼前の愛に溺れて、一切の飲食・衣服・言語・拳動まで小児の氣随にするをよしとす。是によりて、子孫たるもの、幼少より一言の良き話を聞かず、一毛の好き事を見ず。その習わし癖となれば、放逸(勝手気負)をのみ好みて、仮にも礼儀の正しき事を知らず。たまたま学文を進むといえども、人たる道を教えんとはせずして、ただ是を以て名利の媒とする故に、其の子孫、たとい学文すと云えども、道理において何をか自得すべき。我が身の行いにおいて何の益かあらん。

さるほどに、或いは貨財を貪り、或いは酒色に耽り、多く悪名をとり、身を持ち崩して、父母にも難儀を懸くるぞかし。又、女子も家にあるときに教訓の法なく氣随に育つ故に、既に人に嫁しても家を治むる事かなわずして、追い出ださる者も世にそのためし(例)多し。是、必ずしも子孫の咎にもあらず。そのかみ(昔)、教訓の法違うが故なり。しかれば、親の慈悲にも背くにあらずや。孔子も「子を愛せば苦勞をさせよ」と宣えり。尤も、さもあるべき事なり。

詩に曰く。

我世人に勧む、子孫を訓えよ。
 良玉琢かされば 器(器量)と成らず。
 寢坐視聽、胎教有り。
 黄金万両も時有って尽く。
 子を養うて教えざるは父の過ちなり。
 世間の不肖(良きに似ぬ人)姑息(一時しのぎ)に因る。

子孫の成敗、家門に關かる。
 若し還って驕養せば、是、病根。
 箕裘(父祖の業)弓冶武、当に繩ぐべし。
 詩書一巻常に存すべし。
 愛して勞すること勿き、豈是恩ならんや。
 我世人に勧む、子孫を訓えよ

◎まず、幼児教育の重要性を説き、

- ①親に従い年長者を敬う、
 - ②嘘のない言葉、
 - ③静かな立居振舞、
 - ④精勤、
 - ⑤礼儀、
 - ⑥みだりに外出しない、
 - ⑦衣食を驕らない、
 - ⑧無益の遊びで時を費やさない、
 - ⑨悪所・悪友を避ける
- など育児や女子教育の要点を述べ、近年の間違った育児を戒める。

